①

令和8年第1回水戸市議会定例会議案

水　　戸　　市

議　　案

令和８年３月２日
第１回水戸市議会定例会

市議会議案第４号　水戸市条例の読点の表記の整備に関する条例 …… 1
〃　第５号　水戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 …… 3
〃　第６号　令和７年度分市町村民税非課税者に対する令和８年度分介護保険料の減額の申請の特例に関する条例 …… 11
〃　第７号　水戸市土採取事業規制条例を廃止する条例 …… 13
〃　第８号　水戸市行政手続条例の一部を改正する条例 …… 15
〃　第９号　水戸市職員定数条例の一部を改正する条例 …… 17
〃　第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 19
〃　第11号　水戸市特別会計条例の一部を改正する条例 …… 21
〃　第12号　水戸市市税条例の一部を改正する条例 …… 23
〃　第13号　水戸市手数料条例の一部を改正する条例 …… 25
〃　第14号　水戸市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 …… 31
〃　第15号　水戸市斎場条例の一部を改正する条例 …… 33
〃　第16号　水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 …… 35
〃　第17号　水戸市高齢者お祝金贈呈に関する条例の一部を改正する条例 …… 37
〃　第18号　水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 …… 39
〃　第19号　水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… 43
〃　第20号　水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 …… 45
〃　第21号　水戸市火災予防条例の一部を改正する条例 …… 47
〃　第22号　水戸市奨学基金条例の一部を改正する条例 …… 49
〃　第23号　水戸市交通遺児就学奨励基金条例の一部を改正する条例 …… 51
〃　第24号　水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …… 53
〃　第25号　水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 …… 55
〃　第26号　令和８年度水戸市一般会計予算 …… 57
〃　第27号　令和８年度水戸市国民健康保険会計予算 …… 67
〃　第28号　令和８年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算 …… 71
〃　第29号　令和８年度水戸市駐車場事業会計予算 …… 75
〃　第30号　令和８年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算 …… 79
〃　第31号　令和８年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算 …… 81
〃　第32号　令和８年度水戸市介護保険会計予算 …… 83
〃　第33号　令和８年度水戸市後期高齢者医療会計予算 …… 87
〃　第34号　令和８年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算 …… 89

市議会議案第35号　令和８年度水戸市水道事業会計予算　…… 93
〃　第36号　令和８年度水戸市下水道事業会計予算　…… 97

市議会議案第４号

水戸市条例の読点の表記の整備に関する条例

次の各号に掲げる条例において読点として表記する「，」を「、」に改める。

⑴　この条例の施行の際現に効力を有する条例

⑵　この条例の施行の際現に公布されている条例のうち，いまだ効力を有しないもの

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第５号

水戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の３において準用する法第46条第２項の規定に基づき，特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　特定乳児等通園支援事業　特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

⑵　特定乳児等通園支援事業所　特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

⑶　特定教育・保育施設等　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。

⑷　法定代理受領　法第30条の20第５項（法第30条の21第３項において準用する場合を含む。）の規定により，市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を，乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。

２　前項に定めるもののほか，この条例において使用する用語の意義は，法の例による。

（特定乳児等通園支援事業者の一般原則）

第３条　特定乳児等通園支援事業者は，良質かつ適切であり，かつ，子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより，全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して，常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，都道府県，市町村（特別区を含む。以下同じ。），特定教育・保育施設等，他の特定乳児等通園支援事業者，地域子ども・子育て支援事業を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，特定乳児等通園支援事業所の職員に対し，研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員に関する基準）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は，１時間当たりの利用定員（法第54条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数，特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申

込みを受けた後，当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は，前項の面談を行うに当たっては，あらかじめ，第20条に規定する運営規程の概要，職員の勤務の体制，第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は，第１項の面談において，前項の重要事項を説明し，当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の３において準用する法第54条第１項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し，できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後，当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し，乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは，子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は，当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援の提供に当たっては，乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況，当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境，他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は，特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう，乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援を提供した際は，提供した日時，時間，内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領を受けないときは，乳児等支援給付認定保護者から，当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は，前項の支払を受ける額のほか，特定乳児等通園支援の提供に当たって，当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について，当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち，次の各号に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

⑴　日用品，文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

⑵　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

⑸　前各号に掲げるもののほか，特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち，特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって，乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は，前３項の費用の額の支払を受けた場合は，当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し，当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は，第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は，あらかじめ，乳児等支援給付認定保護者に対し，当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに，その説明を行い，文書による同意を得なければならない。ただし，第３項の規定による金銭の支払に係る同意については，文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は，乳児等支援給付認定保護者に対し，当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した特定乳児等通園支援の内容，利用時間，費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ，乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して，支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて，特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は，自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い，常にそ

の改善を図らなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は，定期的に外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条　特定乳児等通園支援事業者は，常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条　特定乳児等通園支援事業所の職員は，現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対し，適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう，特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所ごとに，当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし，特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

3　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は，第４条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示）

第23条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに，電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい，放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条　特定乳児等通園支援事業所においては，乳児等支援給付認定子どもの国籍，信条若しくは社会的

身分又は第13条の規定による支払の状況によって，差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員は，乳児等支援給付認定子どもに対し，児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は，特定教育・保育施設等，他の特定乳児等通園支援事業者，地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して，乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には，あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が，その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように，その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は，利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者，教育・保育施設，地域型保育を行う事業者若しくは乳児等通園支援を行う事業者（次項において「利用者支援事業者等」という。）又はその職員に対し，支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，利用者支援事業者等又はその職員から，支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は，その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は，その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は，その提供した特定乳児等通園支援に関し，法第30条の13において準用する法第14条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は，市町村からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は，事故の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は，必要な措置を講じるとともに，速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行わなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は，第２項の事故による損害のうち，特定乳児等通園支援事業者が賠償すべきものについては，速やかに賠償をしなければならない。

（会計の区分）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員，設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

⑵　第15条の規定により行う特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

⑶　第19条の規定による市町村への通知に係る記録

⑷　第29条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第31条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（電磁的記録による作成等）

第34条　特定乳児等通園支援事業者は，この条例の規定により行うこととされている記録，帳簿等の作成，保存等の行為については，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は，この条例の規定による文書の交付又は提出については，当該文書が電磁的記録により作成されている場合には，当該文書の交付又は提出に代えて，規則で定めるところにより，当該乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て，当該文書に記載すべき事項（次項において「記載事項」という。）を規則で定める方法により提供することができる。この場合において，当該特定乳児等通園支援事業者は，当該文書の交付又は提出をしたものとみなす。

３　前項に規定する承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は，当該乳児等支援給付認定保護者から規則で定めるところにより同項に規定する方法による提供を受けない旨の申出があった場合は，当該乳児等支援給付認定保護者に対し，記載事項の提供を当該方法によってしてはならない。ただし，当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項に規定する承諾をした場合は，この限りでない。

４　前２項の規定は，この条例の規定による文書による同意の取得について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

（委任）

第35条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第６号

令和７年度分市町村民税非課税者に対する令和８年度分介護保険料の減額の申請の特例に関する条例

（目的）

第１条　この条例は，第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。）又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに，令和７年度及び令和８年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されていない者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第25条の規定により令和８年度分の市町村民税が課されているとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって，そのみなされたことにより同年度分の介護保険料に係る保険料段階（水戸市介護保険条例（平成12年水戸市条例第10号）第７条第１項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が，当該みなし課税者に同令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき同年度分の介護保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階となる当該第１号被保険者（以下「対象第１号被保険者」という。）の同年度分の介護保険料の減額の申請の特例について定めることを目的とする。

（減額の申請の特例）

第２条　市長が公簿等により対象第１号被保険者に該当することが確認できる場合における当該対象第１号被保険者に係る水戸市介護保険条例第14条第１項の規定の適用については，同項中「ときは，納付義務者の申請に基づき」とあるのは，「ときは」とする。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第７号

水戸市土採取事業規制条例を廃止する条例

水戸市土採取事業規制条例（昭和50年水戸市条例第13号）は，廃止する。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第８号

水戸市行政手続条例の一部を改正する条例

水戸市行政手続条例（平成７年水戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条第３項を次のように改める。

３　市長等は，不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては，第１項の規定による通知を，公示の方法によって行うことができる。

第16条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し，又は公示事項を市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から２週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第17条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第23条第３項中「第16条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を，「と，」の次に「同項中」を加え，「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り，「，掲示を始めた」を「，当該措置を開始した」に改める。

第30条第１項中「第16条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え，「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に，「同条第３号」を「第29条第３号」に，「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に，「第16条第３項後段」を「第16条第４項後段」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年５月21日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の水戸市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第３項及び第４項（これらの規定を改正後の条例において準用する場合を含む。）の規定は，この条例の施行の日以後にする通知について適用し，同日前にした通知については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第９号

水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

水戸市職員定数条例（昭和39年水戸市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「1,318人」を「1,308人」に改め，同条第５号中「159人」を「155人」に改め，同条第７号中「346人」を「350人」に改め，同条第８号中「178人」を「176人」に改める。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第10号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成３年水戸市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

農業委員会委員候補者選考委員会の委員	日額　7,000	〃

」を

「

農業委員会委員候補者選考委員会の委員	日額　7,000	〃
鳥獣被害対策実施隊員	年額　12,000	〃

」に

改める。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第11号

水戸市特別会計条例の一部を改正する条例

水戸市特別会計条例（昭和39年水戸市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中第７号を削り，第８号を第７号とし，第９号を第８号とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　水戸市介護サービス事業会計の令和７年度分の収入及び支出並びに決算については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第12号

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和３年水戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第12条中「は，」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を施行規則第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに，公示事項が記載された書面を」を加え，「掲示して行う」を「掲示し，又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第12条の規定は，この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し，同日前にした公示送達については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第13号

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成４年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表187の部の次に次のように加える。

187の2	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料	⑴　盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの １件につき　14,000円 ⑵　盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの １件につき　25,000円 ⑶　盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの １件につき　38,000円 ⑷　盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの １件につき　56,000円 ⑸　盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの １件につき　65,000円 ⑹　盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの １件につき　88,000円 ⑺　盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの １件につき　141,000円 ⑻　盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの １件につき　217,000円 ⑼　盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方

			メートル以内のもの 1件につき　341,000円 ⑽　盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき　482,000円 ⑾　盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき　623,000円
187の3	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	⑴　土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき　10,000円 ⑵　土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき　12,000円 ⑶　土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき　16,000円 ⑷　土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき　19,000円 ⑸　土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき　28,000円 ⑹　土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき　31,000円 ⑺　土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき　37,000円 ⑻　土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの

			１件につき　52,000円 ⑼　土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの １件につき　70,000円 ⑽　土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの １件につき　106,000円 ⑾　土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの １件につき　129,000円
187の4	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料	１件につき，次の各号に掲げる金額を合算した金額（その金額が623,000円を超える場合にあっては，623,000円） ⑴　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については，盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積，盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ，187の２の部金額の欄に規定する金額に10分の１を乗じて得た金額 ⑵　新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については，新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ，187の２の部金額の欄に規定する金額 ⑶　前２号に掲げる変更以外の変更については，10,000円
187の5	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料	１件につき，次の各号に掲げる金額を合算した金額（その金額が129,000円を超える場合にあっては，129,000円） ⑴　土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については，土石の堆積を行う土地の面積

			（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積，土石の堆積を行う土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ，187の３の部金額の欄に規定する金額に10分の１を乗じて得た金額 ⑵ 新たな土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については，新たに編入された土石の堆積を行う土地の面積に応じ，187の３の部金額の欄に規定する金額 ⑶ 前２号に掲げる変更以外の変更については，10,000円
187の6	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（同法第15条第１項の規定により同法第12条第１項の許可があったものとみなされたものを除く。）の中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料	⑴ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの １件につき　2,700円 ⑵ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの １件につき　5,400円 ⑶ 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの １件につき　10,800円 ⑷ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの １件につき　21,600円 ⑸ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの １件につき　37,800円 ⑹ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの １件につき　54,000円
187の7	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第88条の規	宅地造成等に関する規定適合証明書交付手数料	１件につき　5,000円

	定に基づく建築物の建築の計画が宅地造成等に関する規定に適合していることを証する書面の交付		

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第14号

水戸市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

水戸市自転車等駐車場条例（昭和63年水戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

名称	区分	一時使用（１日１回）	定期使用				
			期間	一般		学生	
				本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者	本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
水戸市水戸駅北口地下自転車等駐車場 水戸市水戸駅南口東棟自転車等駐車場	自転車	150円	１月	3,000円	4,000円	1,400円	2,000円
			３月	7,500円	10,000円	3,500円	5,000円
			６月	15,000円	20,000円	7,000円	10,000円
			１年	30,000円	40,000円	14,000円	20,000円
水戸市水戸駅南口西棟自転車等駐車場 水戸市赤塚駅北口自転車等駐車場 水戸市赤塚駅南口自転車等駐車場	原動機付自転車及び小型自動二輪車	200円	１月	4,500円	6,000円	2,100円	3,000円
			３月	11,250円	15,000円	5,250円	7,500円
			６月	22,500円	30,000円	10,500円	15,000円
			１年	45,000円	60,000円	21,000円	30,000円
水戸市赤塚駅南口第２自転車駐車場	自転車	150円					

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水戸市自転車等駐車場条例の規定により定期使用の許可を受けている者の使用料の額については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第15号

水戸市斎場条例の一部を改正する条例

水戸市斎場条例（昭和52年水戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第１死体の火葬の部13歳以上の項中「40,000」を「50,000」に改め，同部12歳以下の項中「20,000」を「25,000」に改め，同部死産児の項中「12,000」を「15,000」に改め，同表汚物の焼却の部中「汚物の焼却」を「その他」に，「胎盤，産褥（じょく）汚物の類」を「身体の一部」に，「１包（４kg以内）」を「１件」に，「4,000」を「20,000」に改める。

付　則

この条例は，令和８年７月１日から施行する。ただし，別表第１汚物の焼却の部の改正規定（「4,000」を「20,000」に改める部分を除く。）は，公布の日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第16号

水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成５年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第７条中「７円73銭」を「８円38銭」に改める。

第９条第１号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め，同条第２号中「28円35銭」を「30円73銭」に，「586,905円」を「609,690円」に改める。

第10条第２号中「７円73銭」を「８円38銭」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第17号

水戸市高齢者お祝金贈呈に関する条例の一部を改正する条例

水戸市高齢者お祝金贈呈に関する条例（昭和45年水戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条を次のように改める。

（受給対象者）

第２条　お祝金を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は，毎年４月１日において１年以上引き続き市内に住所を有している者で，同日から翌年の３月31日までの間に満100歳の誕生日が到来するものとする。

（お祝金及び弔慰金）

第３条　市長は，受給対象者に対し，お祝金50,000円を贈呈する。

２　市長は，受給対象者がお祝金を受ける前に死亡したことを知ったときは，弔慰金50,000円を規則で定める者に贈呈する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年９月16日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に改正前の第２条に規定する受給対象者に該当した者に係る当該高齢者お祝金及び弔慰金の贈呈については，なお従前の例による。

３　改正後の第２条の規定にかかわらず，令和８年９月17日から令和９年３月31日までの間に満100歳の誕生日が到来する者で，同年４月１日において１年以上引き続き市内に住所を有しているもの（当該誕生日後同年３月31日までの間に死亡した者にあっては，当該死亡した日以前１年以上引き続き市内に住所を有していたもの）も，同条に規定する受給対象者とする。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第18号

水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号オ中「。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。」を削る。

第３条中「国民健康保険法」を「医療保険各法（国民健康保険法」に，「（以下「社会保険各法」という」を「をいう。以下同じ」に改める。

第４条第１項中「国民健康保険法，高齢者医療確保法又は社会保険各法」，「これらの法律」及び「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に，「若しくは」を「，加入者又は」に改め，同条第３項中「国民健康保険法，高齢者医療確保法若しくは社会保険各法又はこれらの法律」を「医療保険各法又は医療保険各法」に改める。

第５条第１項第１号中「この号及び次号において」を削り，「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて７月１日（前々年の所得にあっては，前年の７月１日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第１条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第３項の規定に基づき，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第４項に」を「次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ」に改め，同号に次のように加える。

ア　扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）及び扶養親族をいう。以下同じ。）がないとき　3,016,000円

イ　扶養親族等があるとき　3,016,000円に次に掲げる額を加えた額

(ｱ)　当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者（70歳以上の同一生計配偶者をいう。以下同じ。），所得税法に規定する老人扶養親族（以下「老人扶養親族」という。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）に該当する者を除く。）の数に380,000円を乗じて得た額

(ｲ)　当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当する者に限る。）の数に480,000円を乗じて得た額

(ｳ)　当該扶養親族等（特定扶養親族等に該当する者に限る。）の数に630,000円を乗じて得た額

第５条第１項第２号を次のように改める。

(2)　重度心身障害者等にあっては，当該重度心身障害者等の前年の所得が，次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ定める額以上であるとき。

ア　扶養親族等がないとき　5,129,000円

イ　扶養親族等があるとき　5,129,000円に次に掲げる額を加えた額

(ｱ)　当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者，老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当する者を除く。）の数に380,000円を乗じて得た額

(ｲ)　当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当する者に限る。）の数に480,000円を乗じて得た額

(ｳ)　当該扶養親族等（特定扶養親族等に該当する者に限る。）の数に630,000円を乗じて得た額

第５条第１項に次の１号を加える。

⑶　重度心身障害者等にあっては，当該重度心身障害者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は扶養義務者で主として当該重度心身障害者等の生計を維持するものの前年の所得が，次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ定める額以上であるとき。

ア　扶養親族等がないとき　6,287,000円

イ　扶養親族等が１人のとき　6,536,000円

ウ　扶養親族等が２人以上のとき　6,323,000円に次に定める額を加えた額

㋐　当該扶養親族等のうち老人扶養親族に該当する者以外の者の数に213,000円を乗じて得た額

㋑　当該扶養親族等のうち老人扶養親族に該当する者の数に273,000円を乗じて得た額（当該扶養親族等に老人扶養親族に該当する者以外の者がいない場合にあっては，当該額から60,000円を減じた額）

第５条第２項を次のように改める。

２　前項第１号の所得の額は，その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）に係る同法第313条第１項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。），同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。），同法第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。），租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額（以下「条約適用利子等の額」という。）並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額（以下「条約適用配当等の額」という。）の合計額とする。

第５条第３項を同条第６項とし，同条第２項の次に次の３項を加える。

３　次の各号に掲げる者にあっては，前項の規定により算定された所得の額から当該各号に定める額を控除するものとする。

⑴　地方税法第314条の２第１項第１号，第２号，第４号，第10号の２又は第12号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　当該控除を受けた額に相当する額

⑵　地方税法第314条の２第１項第３号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　80,000円

⑶　地方税法第314条の２第１項第６号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　当該控除の対象となった障害者１人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には，400,000円）

⑷　地方税法第314条の２第１項第８号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　270,000円

⑸　地方税法第314条の２第１項第８号の２に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者

350,000円

⑹　地方税法第314条の２第１項第９号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　270,000円

⑺　地方税法附則第６条第４項に規定する免除を受けた者　当該免除を受けた額に相当する額

４　第１項第２号及び第３号の所得の額は，その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第１項に規定する総所得金額（所得税法第28条第１項に規定する給与所得又は同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には，同法第28条第２項の規定により計算した金額に同法第35条第２項第１号に掲げる金額を加えた額から100,000円を控除した額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）に同項第２号に掲げる金額を加えた額），退職所得金額及び山林所得金額，土地等に係る事業所得等の金額，地方税法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項，第34条第１項，第34条の２第１項，第34条の３第１項，第35条第１項，第35条の２第１項，第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した額），地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項，第34条第１項，第34条の２第１項，第34条の３第１項，第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した額），先物取引に係る雑所得等の金額，特例適用利子等の額，特例適用配当等の額，条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

５　次の各号に掲げる者にあっては，前項の規定により算定された所得の額から当該各号に定める額を控除するものとする。

⑴　地方税法第314条の２第１項第１号，第２号，第４号，第10号の２又は第12号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　当該控除を受けた額に相当する額

⑵　地方税法第314条の２第１項第６号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　当該控除の対象となった障害者１人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には，400,000円）

⑶　地方税法第314条の２第１項第８号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　270,000円

⑷　地方税法第314条の２第１項第８号の２に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　350,000円

⑸　地方税法第314条の２第１項第９号に掲げる者に該当し，同項の規定による控除を受けた者　270,000円

⑹　地方税法附則第６条第４項に規定する免除を受けた者　当該免除を受けた額に相当する額

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費支給については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第19号

水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年水戸市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。），第11条の見出し及び同条第１項，第14条並びに第19条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第３項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定めるものをいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条の次に次の１条を加える。

（基準の特例）

第23条の２　前２条の規定は，子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が，当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合においては，適用しない。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第20号

水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

水戸市放課後学級事業の実施に関する条例（平成16年水戸市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8,600円	7,000円	7,700円	6,500円	900円	500円

」を

「

		8,600円	7,000円		

」に改める。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第21号

水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

水戸市火災予防条例（昭和37年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め，同条第１項中「サウナ室」を「一般サウナ設備（サウナ室」に，「（以下「サウナ設備」という」を「であって簡易サウナ設備以外のものをいう。以下同じ」に改め，同項第２号及び同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め，同条を第７条の３とし，第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり，かつ，木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって，定格出力６キロワット以下のものであり，かつ，薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は，次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き，建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

⑵　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし，薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては，その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は，この限りでない。

２　前項に規定するもののほか，簡易サウナ設備の位置，構造及び管理の基準については，第３条（第１項第２号から第９号まで，第15号及び第21号並びに第２項第１号から第５号までの規定に限る。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第29条の７第１項第１号中「その他」を「，感震ブレーカーその他」に改める。

第44条第７号の次に次の１号を加える。

⑺の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第８号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条の２の見出し及び同条第１項各号中「指定洞（とう）道等」を「指定洞道等」に改める。

付　則

この条例は，令和８年３月31日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第22号

水戸市奨学基金条例の一部を改正する条例

水戸市奨学基金条例（昭和44年水戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第１条中「，その運用益金により」を削る。

第２条を次のように改める。

（積立て）

第２条　基金は，前条の目的のための寄附金を積み立てるものとする。ただし，必要があると認めるときは，予算で定める額を積み立てることができる。

第４条中「当該年度の奨学金に充当し，又は」を削る。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第23号

水戸市交通遺児就学奨励基金条例の一部を改正する条例

水戸市交通遺児就学奨励基金条例（昭和49年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第１条中「，その運用益金により」を削る。

第２条を次のように改める。

（積立て）

第２条　基金は，前条の目的のための寄附金を積み立てるものとする。ただし，必要があると認めるときは，予算で定める額を積み立てることができる。

第４条中「当該年度の就学奨励金に充当し，又は」を削る。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第24号

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「）及び」を「），」に改め，「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同項に次の１号を加える。

⑷　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第３条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は，世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に，当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第４条第１項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に，「及び第７条の５」を「，第７条の５及び第７条の８」に，「100分の7.84」を「100分の7.85」に改める。

第６条中「30,500円」を「31,600円」に改める。

第７条の２中「100分の3.44」を「100分の3.50」に改める。

第７条の３中「12,600円」を「13,700円」に改める。

第７条の５中「100分の2.31」を「100分の2.37」に改める。

第７条の７中「15,200円」を「16,300円」に改め，同条の次に次の３条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第７条の８　第３条第５項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に100分の0.23を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第７条の９　第３条第５項の被保険者均等割額は，被保険者１人について，1,600円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第７条の10　第３条第５項の18歳以上被保険者均等割額は，18歳以上被保険者１人について，100円とする。

第19条第１項中「）及び」を「），」に改め，「170,000円）」の次に「及び同条第５項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額」を加え，同項第１号ア中「21,350円」を「22,120円」に改め，同号イ中「8,820円」を「9,590円」に改め，同号ウ中「10,640円」を「11,410円」に改め，同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,120円

第19条第１項第２号ア中「15,250円」を「15,800円」に改め，同号イ中「6,300円」を「6,850円」に改め，同号ウ中「7,600円」を「8,150円」に改め，同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について800円

第19条第１項第３号ア中「6,100円」を「6,320円」に改め，同号イ中「2,520円」を「2,740円」に改め，同号ウ中「3,040円」を「3,260円」に改め，同号に次のように加える。

エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について320円

第19条第２項第１号ア中「4,575円」を「4,740円」に改め，同号イ中「7,625円」を「7,900円」に改め，同号ウ中「12,200円」を「12,640円」に改め，同号エ中「15,250円」を「15,800円」に改め，同項第２号ア中「1,890円」を「2,055円」に改め，同号イ中「3,150円」を「3,425円」に改め，同号ウ中「5,040円」を「5,480円」に改め，同号エ中「6,300円」を「6,850円」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号エに規定する金額を減額した世帯　240円

イ　前項第２号エに規定する金額を減額した世帯　400円

ウ　前項第３号エに規定する金額を減額した世帯　640円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　800円

第19条第３項に次の２号を加える。

⑺　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第７条の８の規定により算定した所得割額に12分の１を乗じて得た額に，当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

⑻　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の９に定める被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）に12分の１を乗じて得た額に，当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

第22条の２中「被保険者均等割額（」の次に「第３条第５項の被保険者均等割額を除き，」を，「金額」の次に「（子ども・子育て支援納付金課税額に係る金額を除く。）」を加える。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は，令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和７年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第25号

水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

水戸市公設地方卸売市場条例（平成元年水戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の１条を加える。

（市場において取り扱う指定飲食料品等の公表等）

第40条の２　市長は，次の各号に掲げる事項について，規則で定めるところにより公表するものとする。

⑴　市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第１項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。）

⑵　市場において取り扱う指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第１項第１号に規定する指標

⑶　食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第26号

令和８年度水戸市一般会計予算

令和８年度水戸市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ130,814,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は，「第２表継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は，10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料，職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　市税		46,137,000
	1　市民税	23,884,197
	2　固定資産税	17,588,278
	3　軽自動車税	792,816
	4　市たばこ税	2,099,916
	5　入湯税	15,480
	6　都市計画税	1,746,958
	7　旧法による税	9,355
2　地方譲与税		766,200
	1　地方揮発油譲与税	143,000
	2　自動車重量譲与税	581,000
	3　森林環境譲与税	42,200
3　利子割交付金		109,900
	1　利子割交付金	109,900
4　配当割交付金		405,000
	1　配当割交付金	405,000
5　株式等譲渡所得割交付金		504,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	504,000
6　法人事業税交付金		1,038,000
	1　法人事業税交付金	1,038,000
7　地方消費税交付金		8,249,000
	1　地方消費税交付金	8,249,000
8　ゴルフ場利用税交付金		66,900
	1　ゴルフ場利用税交付金	66,900
9　環境性能割交付金		2,100
	1　環境性能割交付金	2,100

款	項	金　　額
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金		千円 300
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
11　地方特例交付金		419,800
	1　地方特例交付金	416,500
	2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,300
12　地方交付税		12,501,000
	1　地方交付税	12,501,000
13　交通安全対策特別交付金		33,000
	1　交通安全対策特別交付金	33,000
14　分担金及び負担金		2,241,480
	1　負担金	2,241,480
15　使用料及び手数料		2,758,998
	1　使用料	1,198,966
	2　手数料	1,560,032
16　国庫支出金		28,793,565
	1　国庫負担金	23,547,605
	2　国庫補助金	5,162,438
	3　委託金	83,522
17　県支出金		10,852,517
	1　県負担金	6,895,705
	2　県補助金	3,343,610
	3　委託金	613,202
18　財産収入		198,403
	1　財産運用収入	55,162
	2　財産売払収入	143,241
19　寄附金		1,162,400

款	項	金　　額
		千円
	1　寄附金	1,162,400
20　繰入金		1,829,569
	1　基金繰入金	1,728,969
	2　特別会計繰入金	100,600
21　繰越金		300,000
	1　繰越金	300,000
22　諸収入		2,802,868
	1　延滞金・加算金及び過料	70,100
	2　市預金利子	31,660
	3　貸付金元利収入	159,178
	4　受託事業収入	83,747
	5　雑入	2,458,183
23　市債		9,642,000
	1　市債	9,642,000
歳　　入　　合　　計		130,814,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　議会費		568,567
	1　議会費	568,567
2　総務費		11,277,347
	1　総務管理費	8,870,044
	2　徴税費	1,448,126
	3　戸籍住民基本台帳費	681,524
	4　選挙費	138,060
	5　統計調査費	48,479
	6　監査委員費	91,114
3　民生費		57,596,551
	1　社会福祉費	24,845,887
	2　児童福祉費	22,733,609
	3　生活保護費	10,007,399
	4　災害救助費	9,656
4　衛生費		10,060,149
	1　保健所費	3,085,113
	2　母子保健費	803,945
	3　墓園斎場費	364,306
	4　清掃費	5,687,085
	5　上水道費	119,700
5　労働費		55,916
	1　労働諸費	55,916
6　農林水産業費		1,491,458
	1　農業費	1,438,357
	2　林業費	52,661
	3　水産業費	440

款	項	金　　額
7　商工費		千円 1,052,379
	1　商工費	1,052,379
8　土木費		15,416,964
	1　土木管理費	537,018
	2　道路橋りょう費	3,917,313
	3　河川費	881,910
	4　都市計画費	9,217,261
	5　住宅費	863,462
9　消防費		4,264,722
	1　消防費	4,264,722
10 教育費		17,260,237
	1　教育総務費	1,727,453
	2　小学校費	4,727,493
	3　中学校費	3,591,581
	4　幼稚園費	2,544,722
	5　社会教育費	1,233,580
	6　保健体育費	3,435,408
11 災害復旧費		2
	1　農林水産施設災害復旧費	1
	2　土木施設災害復旧費	1
12 公債費		11,569,708
	1　公債費	11,569,708
13 予備費		200,000
	1　予備費	200,000
歳　出　合　計		130,814,000

第２表　継　続　費

款	項	事　業　名	総　額	年　度	年　割　額
			千円		千円
2 総務費	1 総務管理費	城東市民センター長寿命化改修事業	354,000	令和８年度	124,600
				令和９年度	229,400
8 土木費	4 都市計画費	中大野中河内線斜路階段製作・架設事業	330,000	令和８年度	132,000
				令和９年度	198,000
9 消防費	1 消防費	城東出張所移転改築事業（基本・実施設計委託）	49,500	令和８年度	10,300
				令和９年度	39,200
10 教育費	2 小学校費	吉沢小学校校舎増築事業（２期）	876,000	令和８年度	263,000
				令和９年度	263,000
				令和10年度	350,000
	3 中学校費	見川小中学校屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業	220,000	令和８年度	132,000
				令和９年度	88,000

第３表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
包括外部監査に係る債務負担	令和８年度から 令和９年度まで	千円 12,000
清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る債務負担	令和８年度から 令和13年度まで	412,500
医師修学資金貸与に係る債務負担	令和８年度から 令和14年度まで	67,800
医療機関開設等促進に係る債務負担	令和８年度から 令和16年度まで	90,000
中小企業振興支援に係る債務負担	令和８年度から 令和９年度まで	5,000
企業立地促進に係る債務負担	令和８年度から 令和13年度まで	550,000
オフィス企業立地促進に係る債務負担	令和８年度から 令和９年度まで	16,000
幹線市道８号線整備事業に係る債務負担	令和８年度から 令和14年度まで	400,000
緑岡小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担	令和８年度から 令和13年度まで	761,800

第４表　地　方　債

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
交通政策事業	千円 16,200	普通貸借又は債券発行	3.0％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお，公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
デジタルイノベーション事業	18,100			
出張所事業	7,300			
市民センター事業	177,200			
交通安全対策事業	5,400			
芸術館事業	26,700			
社会福祉事業	312,200			
児童福祉事業	148,700			
保健所事業	2,900			
墓園斎場事業	13,500			
清掃事業	527,100			
上水道事業	109,000			
農業事業	127,900			
道路橋りょう事業	1,050,700			
河川事業	544,000			
都市計画事業	1,584,400			
住宅事業	204,500			
消防事業	360,600			
小学校事業	1,101,200			
中学校事業	2,573,700			
社会教育事業	138,100			
保健体育事業	592,600			

市議会議案第27号

令和８年度水戸市国民健康保険会計予算

令和８年度水戸市の国民健康保険会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ21,540,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料，職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

⑵　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

別表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　国民健康保険税		5,100,952
	1　国民健康保険税	5,100,952
2　使用料及び手数料		301
	1　手数料	301
3　国庫支出金		1
	1　国庫補助金	1
4　県支出金		14,634,443
	1　県負担金	51,982
	2　県補助金	14,582,461
5　繰入金		1,538,401
	1　一般会計繰入金	1,538,400
	2　基金繰入金	1
6　繰越金		200,000
	1　繰越金	200,000
7　諸収入		65,902
	1　延滞金・加算金及び過料	50,001
	2　市預金利子	2
	3　貸付金元利収入	500
	4　雑入	15,399
歳　　入　　合　　計		21,540,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　総務費		266,986
	1　総務管理費	156,795
	2　徴税費	108,711
	3　運営協議会費	680
	4　趣旨普及費	800
2　保険給付費		14,400,000
	1　療養諸費	12,431,860
	2　出産育児諸費	75,040
	3　葬祭諸費	17,000
	4　高額療養諸費	1,876,000
	5　移送費	100
3　国民健康保険事業費納付金		6,412,290
	1　医療給付費納付金	3,798,879
	2　後期高齢者支援金等納付金	1,822,877
	3　介護納付金納付金	619,267
	4　子ども・子育て支援納付金	171,267
4　保健事業費		219,712
	1　特定健康診査等事業費	155,529
	2　保健事業費	64,183
5　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
6　諸支出金		41,011
	1　償還金及び還付加算金	41,011
7　予備費		200,000
	1　予備費	200,000
歳　出　合　計		21,540,000

市議会議案第28号

令和８年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算

令和８年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,027,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　使用料及び手数料		467,207
	1　使用料	467,204
	2　手数料	3
2　財産収入		1,292
	1　財産運用収入	1,292
3　繰入金		1,000
	1　一般会計繰入金	1,000
4　繰越金		18,757
	1　繰越金	18,757
5　諸収入		198,744
	1　市預金利子	2
	2　雑入	198,742
6　市債		340,000
	1　市債	340,000
歳　　入　　合　　計		1,027,000

歳　　出

款	項	金　　額
1　卸売市場費		千円 994,184
	1　卸売市場費	994,184
2　公債費		31,227
	1　公債費	31,227
3　予備費		1,589
	1　予備費	1,589
歳　出　合　計		1,027,000

第２表　地　方　債

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
卸売市場事業	千円 340,000	普通貸借又は債券発行	3.0％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお，公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

市議会議案第29号

令和８年度水戸市駐車場事業会計予算

令和８年度水戸市の駐車場事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ195,700千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　使用料及び手数料		85,696
	1　使用料	85,691
	2　手数料	5
2　繰入金		25,000
	1　一般会計繰入金	25,000
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
4　諸収入		3
	1　市預金利子	1
	2　雑入	2
5　市債		85,000
	1　市債	85,000
歳　　入　　合　　計		195,700

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　駐車場費		161,820
	1　駐車場費	161,820
2　公債費		32,273
	1　公債費	32,273
3　予備費		1,607
	1　予備費	1,607
歳　　出　　合　　計		195,700

第２表　地　方　債

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
駐車場事業	千円 85,000	普通貸借又は債券発行	3.0％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお，公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

市議会議案第30号

令和８年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算

令和８年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ169,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

別表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　財産収入		17,998
	1　財産売払収入	17,998
2　繰入金		121,000
	1　一般会計繰入金	121,000
3　繰越金		30,000
	1　繰越金	30,000
4　諸収入		2
	1　市預金利子	1
	2　雑入	1
歳　　入　　合　　計		169,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　東前第二土地区画整理事業費		142,900
	1　東前第二土地区画整理事業費	142,900
2　公債費		25,931
	1　公債費	25,931
3　予備費		169
	1　予備費	169
歳　　出　　合　　計		169,000

市議会議案第31号

令和８年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

令和８年度水戸市の公共用地先行取得事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ17,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

別表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
1　繰入金		千円 16,998
	1　一般会計繰入金	16,998
2　繰越金		1
	1　繰越金	1
3　諸収入		1
	1　市預金利子	1
歳　　入　　合　　計		17,000

歳　　出

款	項	金　　額
1　公債費		千円 16,914
	1　公債費	16,914
2　予備費		86
	1　予備費	86
歳　　出　　合　　計		17,000

市議会議案第32号

令和８年度水戸市介護保険会計予算

令和８年度水戸市の介護保険会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ26,014,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料，職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

⑵　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

別表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
1　保険料		千円 5,458,052
	1　介護保険料	5,458,052
2　使用料及び手数料		1,626
	1　手数料	1,626
3　国庫支出金		5,800,446
	1　国庫負担金	4,408,242
	2　国庫補助金	1,392,204
4　支払基金交付金		6,782,553
	1　支払基金交付金	6,782,553
5　県支出金		3,636,976
	1　県負担金	3,526,117
	2　県補助金	110,859
6　財産収入		1,710
	1　財産運用収入	1,710
7　繰入金		4,257,000
	1　一般会計繰入金	3,857,000
	2　基金繰入金	400,000
8　繰越金		51,965
	1　繰越金	51,965
9　諸収入		23,672
	1　延滞金・加算金及び過料	1
	2　市預金利子	2
	3　受託事業収入	5,054
	4　雑入	18,615
歳　　入　　合　　計		26,014,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　総務費		456,285
	1　総務管理費	288,253
	2　徴収費	17,360
	3　介護認定費	150,672
2　保険給付費		24,413,421
	1　介護給付費	22,605,675
	2　予防給付費	530,476
	3　審査支払諸費	20,770
	4　高額介護給付費	728,041
	5　高額医療合算介護給付費	84,356
	6　特定入所者介護給付費	444,103
3　地域支援事業費		830,980
	1　介護予防・生活支援事業費	638,352
	2　一般介護予防事業費	61,436
	3　包括的支援・任意事業費	131,192
4　基金積立金		1,710
	1　基金積立金	1,710
5　諸支出金		111,604
	1　償還金及び還付加算金	11,004
	2　繰出金	100,600
6　予備費		200,000
	1　予備費	200,000
歳　出　合　計		26,014,000

市議会議案第33号

令和８年度水戸市後期高齢者医療会計予算

令和８年度水戸市の後期高齢者医療会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ5,156,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

別表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
1　後期高齢者医療保険料		千円 4,262,798
	1　後期高齢者医療保険料	4,262,798
2　使用料及び手数料		4
	1　手数料	4
3　繰入金		875,000
	1　一般会計繰入金	875,000
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		18,197
	1　延滞金・加算金及び過料	1
	2　償還金及び還付加算金	15,128
	3　市預金利子	1
	4　雑入	3,067
歳　　入　　合　　計		5,156,000

歳　　出

款	項	金　　額
1　総務費		千円 103,999
	1　総務管理費	86,524
	2　徴収費	17,475
2　後期高齢者医療広域連合納付金		5,034,799
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	5,034,799
3　諸支出金		15,128
	1　償還金及び還付加算金	15,128
4　予備費		2,074
	1　予備費	2,074
歳　　出　　合　　計		5,156,000

市議会議案第34号

令和８年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和８年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ22,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　繰入金		5,000
	1　一般会計繰入金	5,000
2　繰越金		907
	1　繰越金	907
3　諸収入		9,093
	1　貸付金元利収入	9,092
	2　雑入	1
4　市債		7,000
	1　市債	7,000
歳　　入　　合　　計		22,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1　母子父子寡婦福祉資金費		21,413
	1　母子父子寡婦福祉資金費	21,413
2　予備費		587
	1　予備費	587
歳　　出　　合　　計		22,000

第２表　地　方　債

起　債　の　目　的	限　度　額	起 債 の 方 法	利　　率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金事業	千円 7,000	普通貸借又は債券発行	3.0％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお，公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

市議会議案第35号

令和８年度水戸市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度水戸市の水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴	給水件数	146,074件
⑵	年間総配水量	30,562,493㎥
	１日平均配水量	83,733㎥
⑶	給水新設工事	1,794件
⑷	主要な建設改良事業	3,151,369千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	6,547,734千円
第１項　営業収益	5,656,903千円
第２項　営業外収益	890,830千円
第３項　特別利益	1千円

支　　出

第１款　水道事業費	6,278,300千円
第１項　営業費用	5,931,306千円
第２項　営業外費用	323,906千円
第３項　特別損失	3,001千円
第４項　予備費	20,087千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,721,097千円は，消費税及び地方消費税資本的収支調整額240,075千円，過年度分損益勘定留保資金1,040,451千円及び当年度分損益勘定留保資金1,440,571千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	2,126,703千円
第１項　企業債	1,824,900千円
第２項　一般会計出資金	103,500千円
第３項　国庫補助金	5,324千円
第４項　一般会計負担金	27,171千円
第５項　一般会計補助金	3,400千円
第６項　工事負担金	162,181千円
第７項　固定資産売却代金	227千円

支　　出

第１款　資本的支出　　4,847,800千円

第１項　建設改良費　　3,151,369千円

第２項　企業債償還金　　1,694,428千円

第３項　予備費　　2,003千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は，次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	楮川浄水場浄水設備取替事業（その２）	733,810千円	令和８年度	265,980千円
				令和９年度	220,000
				令和10年度	247,830
		枝内取水場取水施設改修事業	187,000	令和８年度	62,700
				令和９年度	62,700
				令和10年度	61,600
		開江浄水場電気設備取替事業	1,210,000	令和８年度	401,500
				令和９年度	401,500
				令和10年度	407,000

（企業債）

第６条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,824,900千円	普通貸借又は債券発行	３.０％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。 ただし，企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は，1,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

第１款　水道事業費

第１項　営業費用

第２項　営業外費用

第３項　特別損失

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第９条　次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	1,051,351千円
⑵　交際費	140千円
⑶　賞与引当金繰入額	54,045千円
⑷　法定福利費引当金繰入額	10,710千円

（一般会計からの補助金）

第10条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，次のとおりである。

⑴　児童手当補助金	10,100千円
⑵　水道料金減免補助金	370,000千円

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は，5,418千円と定める。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖

市議会議案第36号

令和８年度水戸市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度水戸市の下水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴　処理区域内人口	225,907人
⑵　年間総処理水量	30,924,090㎥
１日平均処理水量	84,724㎥
⑶　建設改良費	5,876,662千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　入

第１款　下水道事業収益	9,727,763千円
第１項　営業収益	4,595,653千円
第２項　営業外収益	5,132,110千円

支　　出

第１款　下水道事業費	9,590,300千円
第１項　営業費用	8,676,290千円
第２項　営業外費用	909,219千円
第３項　特別損失	1,373千円
第４項　予備費	3,418千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,174,129千円は，消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,887千円，過年度分損益勘定留保資金 246,170千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,811,072千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	6,806,571千円
第１項　企業債	4,123,200千円
第２項　一般会計出資金	16,956千円
第３項　国庫補助金	2,114,063千円
第４項　負担金及び分担金	552,351千円
第５項　固定資産売却代金	1千円

支　　出

第１款　資本的支出	10,980,700千円
第１項　建設改良費	5,876,662千円
第２項　資産購入費	4,334千円

第３項　企業債償還金　5,096,328千円

第４項　予備費　3,376千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は，次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
１資本的支出	１建設改良費	三の丸第１排水樋管改築事業	40,000	令和８年度	28,000
				令和９年度	12,000
		水戸市浄化センター３系反応タンク・第２沈砂池設備改築事業	1,802,000	令和８年度	1,350,800
				令和９年度	451,200
		水戸市浄化センターNo.2雨水ポンプ設備改築事業	937,000	令和８年度	301,000
				令和９年度	301,000
				令和10年度	335,000

（企業債）

第６条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
下水道事業	4,123,200	普通貸借又は債券発行	3.0％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れるものについて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	公的資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には，その債権者と協定するものとする。 ただし，企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は，3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

第１款　下水道事業費

第１項　営業費用

第２項　営業外費用

第３項　特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）　637,420千円

⑵　賞与引当金繰入額　21,904千円

⑶　法定福利費引当金繰入額　4,355千円

（一般会計からの補助金）

第10条　営業助成のため，一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，153,100千円である。

令和８年３月２日提出

水戸市長　　高　橋　　靖